

溶接機器等レンタル規約

本溶接機器等レンタル規約（以下「溶接機器レンタル規約」とします）は、賃貸人である株式会社 MonotaRO（以下「当社」とします）が賃借人であるユーザーに対して溶接機器等を貸与するサービスについて、規約を定めるものです。

第1条（総則）

1. 各溶接機器等（以下「物件」とします）のレンタル契約（以下「レンタル契約」とします）は、すべて溶接機器レンタル規約及び第3項に定めるご利用規約に基づき成立するものとします。
2. ユーザーは予め溶接機器レンタル規約に同意の上、レンタル契約の申し込みを行い、当社から物件を借り受けるものとします。
3. 溶接レンタル規約に定めのない事項については、当社が運営する日本国内における通信販売に関するサービスについて、また、当社との取引に関して定めたご利用規約（以下「ご利用規約」とします）が適用されるものとします。また、溶接機器レンタル規約において使用する用語は特段の定めがない限り、ご利用規約に定める通りとします。

第2条（レンタル期間）

1. レンタル期間は別途合意の通りとし、当社がユーザーに物件を引き渡した日から起算し、ユーザーが当社指定方法にて当社に向けて返送した日に終了するものとします。
2. レンタル契約に定めるレンタル期間の短縮又は延長については、当社の承諾を必要とします。
3. 前項に関わらず、レンタル期間が満了する2日前までに、ユーザーからレンタル期間の延長申し出があった場合は、特段の事情がない限り当社は申し出を承諾するものとします。ただし、当社が承諾の義務を負うものではありません。

第3条（レンタル料）

1. ユーザーは当社に対して別途当社が定めるレンタル料を、別途当社が定める支払方法によって支払うものとします。
2. レンタル料は、物件の1日8時間以内の稼働を原則とします。ユーザーは、1日8時間を超えて物件を使用する場合、追加のレンタル料を当社に対して支払うものとします。
3. レンタル期間中において、物件を使用しない期間、又は使用できない期間があったとしても、レンタル契約に明示的に別段の定めがある場合を除き、ユーザーは当社に対してレンタル期間に応じたレンタル料を支払うものとします。

第4条（物件の引き渡し）

当社は物件を国内のユーザーの指定する場所において引き渡し、それに要した運送費等の費用はユーザーの負担とし、最初のレンタル料の支払い時に一括して当社に支払うものとします。

第5条（保証）

1. 当社はユーザーに対して、物件の引き渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを保証し、ユーザーの使用目的への適合性その他の事項については一切保証しません。
2. ユーザーが当社に対して物件の引き渡し日後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとみなします。
3. 物件引き渡し後のユーザーの責に帰すべからざる事由によって物件が正常に作動しなくなった場合、ユーザーが直ちに当社に通知することを条件として、当社は物件を修理又は取り替えるものとします。この場合において、当社は物件使用不能期間中のレンタル料を日割り計算により減免する他は、ユーザーに対して損害賠償の責を負いません。
4. 前項の物件の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要する場合、当社はレンタル契約を解除することができるものとします。

第6条（物件の保管、使用、維持）

1. ユーザーは物件の設置、保管、使用及び管理にあたり、関連法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとします。
2. ユーザーは、当社の書面による事前承諾なく、物件の改造、加工、本来の用途以外への使用等不適切な使用をしないことはもちろん、第三者に対する賃借権の譲渡又は物件の転貸をしてはならないものとします。
3. 物件自体又はその設置、保管、使用若しくは管理によって第三者に与えた損害については、ユーザーがこれを賠償するものとします。
4. ユーザーは、物件を譲渡又は担保権を設定するなど、当社（当社の指定する者も含む）の権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
5. ユーザーは、物件について第三者から強制執行その他法律上・事実上の侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかに自らの責任と費用負担にてその事態を解消させるものとします。

第7条（ソフトウェアの複製等の禁止）

物件の全部又は一部にソフトウェアが含まれる場合、ユーザーはそのソフトウェアに関して次の行為をしてはなりません。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部を第三者に譲渡若しくはその再使用权を設定すること
- (2) ソフトウェアを物件以外のものに使用すること
- (3) ソフトウェアを複製すること

(4) ソフトウェアを変更又は改作すること

第8条（物件の滅失、毀損、キャンセル）

1. 物件の返還までに生じた物権の滅失、毀損又は物件の返還不能についての危険は、天変地異その他の原因の如何を問わず全てユーザーが負担するものとします。但し、通常の使用による損耗は、この限りではありません。
2. 物件が滅失（修理不能又は所有権の侵害を含む）した場合、又は物件が返還不能になった場合には、ユーザーは当社に対して代替物件の購入代金を支払うものとします。
3. 物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、ユーザーは自己の費用で物件を完全な状態に復元又は修理するものとします。
4. 前三項の場合、ユーザーは物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料の支払義務を免れないものとします。
5. 発注キャンセルの場合であっても、当社は出荷前に機器の検査整備をして出荷するため、出荷作業完了時にはレンタル整備料が発生し、ユーザーはこれを当社に対し支払うものとします。

第9条（契約の解除）

1. ユーザーが次の各号の一に該当した場合には、当社は催告をせず通知のみによりレンタル契約を解除することができます。この場合、ユーザーは未払レンタル料その他金銭債務全額について、期限の利益を喪失し、これらを直ちに当社に支払うとともに、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとします。
 - (1) レンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき
 - (2) 支払いを停止、又は手形・小切手を不渡りにしたとき
 - (3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき
 - (4) 事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき
 - (5) 財産状態が悪化、又はそのおそれがあると認められる客観的事情が発生したとき
 - (6) 自身または関連会社・関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - (7) 日本を含む各国の法令（不正競争防止法、米国連邦海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法等）に違背する汚職行為を行ったと認められるとき
 - (8) 故意又は重大な過失により、物件に修理不能の損害を与え、又は滅失したとき
 - (9) レンタル契約の各条項の一に違反したとき
 - (10) 理由の如何を問わずユーザーがユーザーとしての登録を喪失したとき
 - (11) その他、ユーザーとして不適切と当社が判断したとき
2. 前項に基づく解除によって、ユーザーに損害が発生しても当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

第10条（物件の返還）

1. レンタル契約がレンタル期間満了により終了したとき、又は前条の規定によって契約が解除されたとき、その他理由の如何を問わずレンタル契約が終了又は解除されたときは、ユーザーは物件を当社の指定する場所へユーザーの費用で直ちに返還するものとします。
2. 前項の場合において、ユーザーが物件を返還しない（滅失を含む）ときは、代替物件の購入代金相当額を、ユーザーが毀損した物件を返還したときは、物件の復元又は修理に要する費用をそれぞれユーザーは当社に対して負担するものとします。
3. 物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、ユーザーはそのデータを消去して当社に返還するものとし、返還後の物件にデータが残存する場合、残存するデータの消失又は漏洩等に起因してユーザーその他第三者に生じた損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。
4. ユーザーが当社に物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、期限の翌日から返還完了日までにつき、ユーザーは当社にその日数分のレンタル料に相当する遅延損害金を支払うものとします。また、ユーザーは、当社にこれを超える損害が発生したときは、当該損害についても賠償するものとします。

第11条（費用及び消費税等の負担）

1. レンタル規約に基づくユーザーの債務履行に関する一切の費用は、ユーザーが負担するものとします。
2. 物件の引き渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、ユーザーの負担とします。
3. ユーザーは、レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料に加算して支払うものとします。

第12条（通知義務）

ユーザーは、次の各号のいずれかに該当した場合、その旨を当社に速やかに通知するものとします。

- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、毀損その他事故が発生したとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 代表者を変更したとき
- (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
- (5) 物件につき、第三者から強制執行、その他法律上・事実上の侵害があったとき